

海外療養費について(海外渡航中に病気やケガ等で治療を受けた場合)

海外療養費の適正な支給のため、申請前に本紙を必ずお読みください

旅行などの海外渡航中に突然の病気やケガ等で、やむを得ず病院にかかった場合、保険者が必要と認められたときに、日本国内で保険診療として認められた治療に限り、国民健康保険の給付の対象として認められることがあります。治療目的で渡航した場合には認められません。

[申請に必要なもの] 書類が全て揃っていないと受付できません。

- ① 国民健康保険証(お持ちの方は、医療証)
- ② 受診者の印鑑(朱肉を使うもの。スタンプ印不可)
- ③ 世帯主の口座が分かるもの(海外への送金は不可)
- ④ 受診者のパスポート原本(受診日当時の日本及び渡航先の出入国が分かるスタンプがあるもの) ※1
- ⑤ 受診者の在留カード(外国籍の方の場合)
- ⑥ 診療内容明細書[Form A]の原本(スタンプ等の、病院と医師の証明があるもの) ※2
- ⑦ 領収明細書または領収書[Form B]の原本(スタンプ等の、病院の証明があるもの) ※2
- ⑧ ⑥,⑦が外国語で作成された場合の和訳(翻訳者の住所・氏名の明記が必要)

(⑥,⑦について、翻訳以外の内容についてご自身での記入は、申請書類として認められません)

※1 スタンプがない場合は、搭乗券の半券や法務大臣が交付する出入国記録の写し等で代用が可能です。

※2 「診療内容明細書[Form A]」及び「領収明細書[Form B]」は、当方の窓口で配布している書式に、海外で治療を受けた医師が記入するものです(Form A,Bはホームページからもダウンロードできます)。

診療月、病院(入院・外来・歯科ごと)、個人ごとに明細書 [Form A, Form B] が必要です。

例) Y さ ん : 1月 A病院 入院・外来
 2月 A病院 外来、B病院 外来
Yさんの配偶者 : 2月 B病院 外来
 3月 C病院 入院

この場合、Form A,Bがそれぞれ6枚必要です。

◆その他

- ・必ず受診した本人が帰国してから申請してください。
- ・現地の医療機関で診療を受けた日の翌日から2年を過ぎると申請できなくなります。
- ・支給額は、海外の医療機関で支払った金額を日本円に換算したものと、日本国内で同等の治療をうけた場合にかかる治療費を基準に計算した額と比較し、金額の低い方で計算します。そのため、実際に支払った金額と支給額との間に大きな差が生じる場合がありますのでご了承ください。必要に応じて、民間の海外旅行保険への加入をお勧めします。

(裏面も必ずお読みください)

- ・翻訳や明細書発行等に手数料が発生した場合は申請者の負担になります。
- ・審査機関において「保険診療として認められた金額」から「自己負担分（2割または3割）」を引いた額が支給されます。厚生労働省通知により、海外療養費の不正請求防止のために、支給申請に対する審査を強化しており、現地の医療機関への確認などを行うため、申請から支給まで6ヵ月程度かかる場合があります。また、審査の結果、支給できない場合もございますので、ご了承ください。
- ・不正請求または不正請求の疑いがあると判断した場合には、関係機関と連携し厳正な対応を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・申請書類に不備や不明な点がある場合は、詳細を確認させていただくことがあります。その際には書類の再提出などをお願いすることがありますので、予めご了承ください。
- ・ほかにご不明な点、ご質問がございましたら下記まで必ずご連絡くださいますようお願いいたします。

◆チェックリスト 【必ず申請前にご確認ください】

窓口申請書類をお持ちいただく前に、必ず下記項目の確認をお願いします。足りないものがひとつでもある場合、申請をお受けすることができませんので、追加書類をご準備ください。

なお、書類の確認に時間がかかりますので、時間に余裕を持って（15時まで）ご来庁ください。

資格等確認

- 受診日時点で板橋区国民健康保険の資格はありますか
- パスポートに出入国スタンプ（または搭乗券の半券等の証明書類）はありますか

診療内容明細書（Form A）

- 緊急のやむを得ない診療でしたか
- 患者名・診療日・傷病名・処置内容の記載、医療機関のサインやスタンプはありますか
これら全ての記載がないと審査ができませんので、不足部分は医療機関に記入を依頼してください
- この書類は、診療を受けた医療機関に書いてもらいましたか（ご自身での記載は無効です）
- 上記内容は、日本語に翻訳されていますか（翻訳されていない部分は審査ができません）
- 日本語に翻訳した人の氏名・住所の記載はありますか

領収明細書（Form B）

- 初診料・検査費用等の項目別金額の記載、医療機関のサインやスタンプはありますか
内訳がないと審査ができませんので、不足部分は医療機関に記入を依頼してください
- この書類は、診療を受けた医療機関に書いてもらいましたか（ご自身での記載は無効です）
- 上記内容は、日本語に翻訳されていますか（翻訳されていない部分は審査ができません）
- 日本語に翻訳した人の氏名・住所の記載はありますか

申請場所
板橋区役所健康生きがい部
国保年金課国保給付係
（南館2階21番窓口）
Tel 03-3579-2404